

4月定例教育委員会議事録

1 日 時 平成31年4月23日(火) 午前10時00分から午前10時55分

2 場 所 宗像市役所 本館3階 304会議室

3 出席委員 委員 宮司 葉子
委員 白石 喜久美
委員 石丸 哲史
委員 釜瀬 計
教育長 高宮 史郎

4 その他の出席者 教育子ども部瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長中野万由美、市民協働環境部長中村秀治、市民協働環境部文化スポーツ担当部長堤一成、教育子ども部主幹指導主事安河内友美、教育政策課長中野道子、教育政策課指導主事毛利拓也、教育政策課指導主事村上暢崇、教育政策課指導主事出光洋文、学校整備プロジェクト室長狩野長江、学校管理課長山倉昌俊、子ども育成課長本田和徳、子ども育成課参事賀来元彦、図書課長織戸由美子、文化スポーツ課長八木直行、子ども育成課グローバル人材育成係長船越健樹、子ども育成課幼児教育係長永島夕子、子ども育成課幼児教育係長瀧口啓太郎、教育政策課政策係長福永貴志、教育政策課政策係主事鈴木夕貴
※傍聴 なし

5 (3/22定例) 議事録の承認 《承認》

6 議案

①議案第1号 宗像市体育施設条例及び宗像市立学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例(案)について《承認》

【高宮教育長】第1号議案 宗像市体育施設条例及び宗像市立学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例(案)について、事務局から説明をお願いします。

【文化スポーツ課長】11ページの資料2をご覧ください。まず、大変申し訳ございませんが最初に訂正がございます。資料2の本文、上から5行目のところに「よって、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する。」と書いて

ておりますが、第2号という部分を第24号に訂正させていただきます。これによりまして本件は、市長が提案する6月定例議会の議案に際しまして、教育委員会のご意見を伺うというものになります。それでは早速中身の説明をさせていただきます。改正の理由は2点でございます。まず1点目の理由でございますが、今年10月1日の消費税率改正に伴って、施設そのものの利用料金を改めるものでございます。2点目の理由でございます。スポーツサポートセンター設置に伴って増築しました、多目的室A、Bという部屋がありますが、こちらの使用料金が設定されておりませんでしたので、使用料金を新たに設定するものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【高宮教育長】 それでは、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

【各委員】 特にありません。

【高宮教育長】 議案第1号について同意していただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【高宮教育長】 全員賛成で議案第1号は同意されました。

②議案第2号 宗像市体育施設条例施行規則及び宗像市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)について《承認》

【高宮教育長】 議案第2号についてです。説明をお願いします。

【文化スポーツ課長】 17ページの資料3をご覧ください。本件は宗像市教育委員会事務委任規則2条第1項第2号の規定に基づきまして、規則の改正についてご審議を頂くものでございます。改正の理由が2点ございます。1点目の理由は、今年10月1日の消費税率改正に伴って、照明や冷暖房施設等の使用料金を改めるものでございます。2点目は、卓球についてです。これまで卓球につきましましては、1人2時間当たりの使用料金を設定しておりました。しかしながら、これまでは使用する卓球台の台数の定めがなかったため、少人数で同一グループの場合、複数の卓球台を占有されてしまうという課題がございました。今回の改正に伴いまして、少人数の同一グループに卓球台を占有されることなく、できるだけ多くのグループに卓球を楽しんで頂きたいという趣旨から、今年10月、卓球台1台1時間につき200円という使用料金の設定を行うものでございます。1人あたり2時間でいくらという設定だったものを、卓球台1台につきいくらという形での設定に改めるものでございます。説明は以上でございます。

【高宮教育長】 ご質問はございませんでしょうか。

【各委員】 特にありません。

【高宮教育長】 議案第2号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【高宮教育長】 ありがとうございます、全員賛成で議案第2号は承認されました。

③議案第3号 宗像市スポーツ推進委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】議案第3号について、事務局からお願いします。

【文化スポーツ課長】23ページ資料4をご覧ください。宗像市スポーツ推進委員の委員に関する規則がございますが、委員の任期満了に伴いましてこの度後任の委員を委嘱するものでございます。24ページをご覧ください。こちらは宗像市スポーツ推進委員の5月1日からの新しい委員名簿となります。それぞれコミュニティから2人を基本に推薦を頂きまして、ご推薦を元に今回委嘱をさせて頂くというものです。説明は以上です。

【高宮教育長】それでは第3号議案についてご質問ございませんでしょうか。宮司委員をお願いします。

【宮司委員】コミュニティから2名ほどずつ出しているということですが、この名簿を見ると南郷地区が1名となっているのですが、前回も1名だったと思います。説明をお願いします。

【文化スポーツ課長】南郷地区も2名の推薦をお願いしていたところですが、コミュニティ側からどうしても適任者が1人しかいないということで、今回南郷地区からは1人ご推薦を頂き、このような形になっています。それとご質問にはありませんでしたが、もう一つ赤間地区に関しまして、域内の人口が多いということもあり、3人の方をご推薦いただいております。

【宮司委員】ありがとうございます。

【高宮教育長】その他ご質問ありませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第3号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第3号は承認されました。

④議案第4号 宗像市市民文化・芸術活動審議会委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】議案第4号をお願いします。

【文化スポーツ課長】27ページの資料5をご覧ください。宗像市附属機関設置条例第2条の規定に基づき設置している委員の任期満了に伴いまして、今回後任の委員を委嘱するものでございます。具体的な委員のお名前につきましては次の28ページをご覧ください。全員で6人の委員がいらっしゃるわけですが、地島小学校の秦校長先生以外の方が再任という形になっております。それと補足でご説明させて頂きたいことがございます。審議会の委員につきましては15人以内の委員をもって組織するというので、これまで新たに計画等策定する時期においては委員会の人数を増やして対応していたと説明しておりましたけれども、今後6人の委員それぞれこちらの審議会規則の中に定める知識経験を有する

者、文化関係団体を代表する者、市民代表という3つのカテゴリーを6人の委員で満たしており、なおかつ委員会の審議のあり方として6人による審議が規模的にも適当ではないかと考えておりますので、今後はこの6人を基本に審議会の委員を任命していきたいと考えております。説明は以上でございます。

【高宮教育長】ご質問ございませんでしょうか。はい、白石委員。

【白石委員】今、説明いただいたのですが、第2条の「審議会は15人以内の委員をもって組織する」という規則に基づき、6名は15人内なので適正な人数ではないかというご説明を頂きましたけれど、この15名は今回、変更しないのですか。

【文化スポーツ課長】こちらの規則に関しましては、今回は15名のままとさせて頂きたいと思うのですが、今委員さんからご指摘が有りました通り、そもそもの数が6名が適当ということであれば今後この人数については改正等を視野に検討をさせて頂きたいと思っております。

【高宮教育長】他にご質問ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第4号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】ありがとうございました。全員賛成で議案第4号は承認されました。

⑤議案第5号 宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員の選出について《承認》

【高宮教育長】議案第5号について事務局をお願いします。

【グローバル人材育成係長】宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員の選出について31ページの資料6をご覧ください。提案理由として、宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員会設置要領第3条第1項の規定に基づき委員を選出して頂くものでございます。資料32ページをご覧ください。第3条に委員会組織について定めております。この5人で構成するとしています。今回、教育委員から一人選出していただくため上程しております。事務局案として宮司委員にご就任をお願いしたいと考えております。なお校長会からは中央中学校の野本校長先生をご推薦して頂いていることを申し上げさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

【高宮教育長】ご質問ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】第5号議案について承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で第5号議案は承認されました。宮司委員よろしく申し上げます。

⑥議案第6号 第3地区教科用図書採択協議会委員の選任（案）について《承認》

【高宮教育長】議案第6号についてお願いします。

【教育政策課長】議案第6号についてご説明いたします。33ページの資料7をご覧ください。提案理由は平成32年度から使用する小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書を採択するにあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき宗像地区が設置している第3地区教科用図書採択協議会規約第4条に基づき委員を推薦するものであります。昨年度は福津市が事務局になり中学校の道徳等の教科書の採択をしたところであり、本年度につきましては、宗像市が事務局となり、平成32年度から使用する小中学校の教科書の採択を行っていくこととなります。つきましては協議会の委員として教育長の他に教育委員の中から、お一人を推薦して頂くこととなります。事務局案としましては、宮司委員をご推薦いただけたらと思います。どうぞご審議のほどよろしくお願いします。

【高宮教育長】ご質問ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第6号について承認いただける委員の方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。（挙手）

【高宮教育長】ありがとうございました。全員賛成で議案第6号は承認されました。宮司委員よろしく願いいたします。

⑦議案第7号 宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の選任（案）について《承認》

【高宮教育長】議案第7号についてよろしくお願いします。

【教育政策課長】議案第7号 宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の選任（案）についてご審議をお願いします。提案理由は、宗像市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第3条の規定に基づき、委員の辞任に伴う後任の委員を委嘱するものでございます。38ページをご覧ください。今回関係行政機関職員から選出の子ども支援課長及び教育委員会の職員から選出の教育政策課長の異動により変更しておりますので、改めて後任の方に委嘱するものでございます。任期は前任者の在任期間となり承認の翌日から平成31年11月30日まででございます。ご審議どうぞよろしく願いいたします。

【高宮教育長】ご質問はございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】議案第7号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。（挙手）

【高宮教育長】全員賛成で議案第7号は承認されました。

⑧議案第8号 宗像市立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインについて《承認》

【高宮教育長】議案第8号についてお願いします。

【教育政策課長】議案第8号 宗像市立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインについてでございます。41ページの資料9をご覧ください。提案理由は、学校における働き方改革を推進するため、「宗像市立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定するものでございます。ガイドラインの概要を説明する前に申し訳ございませんが、修正が1点ございます。44ページをご覧ください。44ページの上から2行目、「特に方針等で定める上限」とありますが、「方針等」を「本ガイドライン」に修正して頂きたいと思っております。では、改めまして概要をご説明いたします。

本ガイドラインは国による公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに準じて制定しております。趣旨についてです。教師の長時間勤務の実態が叫ばれている中で所定の勤務時間外に行っている業務として、政令で定める教師に時間外命令ができる超勤4項目に関する業務以外のものが、ほとんどであることが明らかになっております。このような中、学校教育の高い効果を持続可能なものとするため学校における働き方改革を進めていく必要がございます。教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で教師の専門性を活かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を十分確保し、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことが本ガイドラインの目的であります。このような趣旨を踏まえ学校における働き方改革の総合的な方策の一環として超勤4項目以外への業務への対応も視野に入れ市立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定するものです。

2. 本ガイドラインの対象者についてです。対象者は校長、副校長、教頭、教諭、講師等であります。事務職員、学校栄養職員等につきましては、本ガイドラインの対象ではなく、36協定を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものであります。

3. 勤務時間の上限の目安時間でございます。(1) 勤務時間は教師等が校内に在籍している在籍時間を対象とするもので、講師につきましても昨年導入しました出退勤管理システムにより算出した時間を対象にします。(2) 上限の目安時間は、この在籍等時間の1ヶ月の総時間から福岡県の条例で定める勤務時間を引いた時間の上限時間を45時間とし、1年間の上限時間を360時間とするものです。(3) 特例的な扱いについてですが、(2)を原則としつつ児童生徒等にかかる臨時的な特別な事情があった場合は1年間の上限を720時間とし、ただしその場合も45時間を超える月は6月までとするものとしております。また1ヶ月間においては時間外の勤務時間が100時間未満であるとともに連続する複数月の平均時間が80時間を超えないものとしております。上限時間の基準につきましても国の基準に準じた形で定めております。

以下、この実効性を担保するために教育委員会及び学校が今後取り組んでいくことですが、学校における業務や環境整備の検証、保護者や地域に対する周知の他、留意すべき事

項を明記しております。概要は以上です。

【高宮教育長】ご質問はございませんでしょうか。釜瀬委員。

【釜瀬委員】説明の中で理解できないところがありました。超勤4項目と36協定について教えて頂きたいです。

【教育子ども部長】超勤4項目については、基本的には教職員は時間外勤務は認められていないのですが、一部の4項目については、時間外勤務が認められており、例えば行事や会議等がこちらにあたります。参考までに、ここで定義づけされているものが、時間外勤務という言葉を使わずに在校時間から休憩時間などを差し引いたという表現になっているのはそのようなところだと思っています。36協定については、基本的に組合等と時間外勤務をする場合には締結するというものです。労基法等の基本にはあるということで載せています。なお、36協定の36とは、労働基準法36条ということです。以上でございます。

【釜瀬委員】ありがとうございます。

【高宮教育長】他にご質問はございませんでしょうか。白石委員。

【白石委員】聞き漏らしました。2項目目の本ガイドラインの対象者は校長先生、教頭先生ともうひと方は、どなたでしょうか。

【教育政策課長】教諭や講師等です。

【白石委員】ありがとうございます。

【高宮教育長】他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第8号は承認されました。

7 報告

【教育子ども部】

<子ども育成課>

- 1 幼児教育研究協議会会則の一部改正について
- 2 平成31年度「宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則」の改正について
- 3 グローバル人材育成事業について

<学校管理課>

- 1 宗像市立学校空調設備整備事業 整備スケジュールについて

<図書課>

- 1 平成30年度雑誌スポンサー制度の報告について

2 吉竹顕彰さん講演会の報告について

<教育政策課>

1 宗像市学校医の委嘱について

2 教職員の出退勤管理実績について

3 春実施運動会・体育祭の出席について

4 平成31年度市立学校校長・教頭名簿及び市費職員配置について

5 宗像市立学校における土曜授業について

6 行政報告について

7 後援報告について

8 イベント周知

1 歴史人物講演会

【高宮教育長】 次回開催予定日は、平成31年5月21日火曜日の午前10時から301会議室にて開催します。

令和元年5月21日

高宮史郎

釜瀬 計